

様式 3-9 据付間接費内訳書(下水道工事のうち電気設備工事)

	項 目	金 額	算 定 根 拠	経費の節減が可能となる理由等
据付(技術者)間接費	据付け工事部門等を管理運営するために要する費用である。			
据付(機器)間接費	機器の調達、機器の施工現場での管理、機器製作期間中の現場経費等に要する費用である。			
	計			

1. 該当する項目について記入すること。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。
4. 様式3-1の積算内訳書に記載する据付間接費の金額と一致すること。(据付間接費を他の費用へ流用することは認めない。)

様式 3-9 据付間接費内訳書(下水道工事のうち機械設備工事)

	項 目	金 額	算 定 根 拠	経費の節減が可能となる理由等
据付間接費	据付け工事部門等を管理運営するために要する費用である。			
	計			

1. 該当する項目について記入すること。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。
4. 様式3-1の積算内訳書に記載する据付間接費の金額と一致すること。(据付間接費を他の費用へ流用することは認めない。)